

令和6年度

長野県民交通災害共済



加入募集

通院2日で2万円!
入院10日で10万円!

まさか!にそなえて 今年度もわたしたちの市の交通災害共済に加入しましょう。

この共済は、市民の生活の安定と福祉の増進に寄与するため、県内15市が共同で行っている事業で、会員の方が思いがけず交通事故にあわれた時に、皆さんの会費の中から見舞金をお支払いする助け合いの制度です。

※会員本人に対する見舞金であり、事故の相手の損害を補償する損害賠償保険ではありません。



年会費は400円で、交通事故による実通院2日から見舞金が受け取れます。

年会費	1人	共済見舞金	(実通院2日~)	(入院10日~)	(死亡)
	400円		2万円~	10万円~	100万円

加入申込方法

加入資格

- ①組織市にお住まいの方ならどなたでも(外国人の方は、かつ住民登録のある方)
- ②組織市にお住まいの方の被扶養者で、就学のため組織市外にお住まいの方(大学生など)

会員の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※4月以降も随時加入できます。その場合は、会費納入の翌日から令和7年3月31日までです。(会員の期間の開始前に死亡した場合、重複して会費を納入した場合等は、当該期間内において会費の還付請求ができません。)

申込方法

お住まいの市でお申込みください。

茅野市の申込方法

○区・自治会を通じて加入される場合

別に配布の申込書(2枚複写)に加入者氏名等を記入の上、1人400円の会費を添えて、組長または区長・自治会長さんへお申し込みください。(各区・自治会の運用に従ってください。)

○個人で加入される場合

1人400円の会費を添えて、下記窓口へお申し込みください。

- ・市民課
- ・各地区コミュニティセンター(ちの地区CC除く)
- ・ペルピア出張所
- ・八十二銀行
- ・諏訪信用金庫
- ・長野銀行
- ・信州諏訪農協
- ・長野県信用組合
- ・長野県労働金庫

★ご注意ください★

申込みの必要のない方(中学生以下の子ども)

◇0歳から義務教育終了前までの幼児・児童・生徒(令和6年4月1日現在)は、市で会費を負担し、一括して加入手続きをします。

公費負担の申請が必要な方

下記の方は、市で会費を負担しますが、事前に申請が必要となります。市役所各担当窓口で加入申請手続きをしてください。

- ◇母子・父子家庭、寡婦(65歳まで)・・・こども課
- ・交通災害共済という寡婦とは、母子家庭の届出を市にしていた方です。
- ◇身体障害者・知的障害者・精神障害者の手帳をお持ちの方、生活保護を受給している方・・・地域福祉課

●組織市(15市)

松本市・上田市・岡谷市・飯田市・須坂市・小諸市・伊那市・駒ヶ根市・中野市・大田市・飯山市・茅野市・塩尻市・佐久市・千曲市

お問い合わせ先

茅野市 市民課 市民係

電話 72-2101 (内線 255)

〒391-8501 茅野市塚原二丁目6番1号

戸別配布の加入申込みにあたっては、自治会や区の役員さんにご協力をいただいておりますので、皆様のご理解ご協力をお願いします。

みんなで加入 みんなが安心 長野県民交通災害共済組合